	（二十八）	（略）
二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・四　（略）		
	（二十九）	（略）
一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三～六　（略）		
	（三十）	（略）
	（三十一）	（略）
	（三十二）	四塩化炭素（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
		六月
一　業務の経歴の調査 二　作業条件の簡易な調査 三　四塩化炭素による頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六　血清グルタミツクオキサロアセチックトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ－グルタミルトランスペプチダーゼ（γ－ＧＴＰ）の検査		一～四　（略） （削る）

	（二十三）	（略）
二　作業条件の簡易な調査 三・四　（略）		
		一　業務の経歴の調査
		（新設）
		二～五　（略）
	（二十四）	（略）
一　業務の経歴の調査 二　作業条件の簡易な調査 三～五　（略）		
	（二十五）	（略）
	（二十六）	（略）
		一～四　（略）
		五　尿中のウロビリノーゲンの検査
		（新設）